



年金生活者支援給付金のお知らせ

問合せ ご不明な点や手続きの詳細については、お問い合わせください。
 ・「ねんきんダイヤル」☎0570-05-1165
 050から始まる電話でおかけになる場合は☎03-6700-1165
 ・釧路年金事務所お客様相談室☎61-6000・6001

「年金生活者支援給付金」の請求書が、新たに支給の対象となる方へ送付されます

年金生活者支援給付金制度は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。

●受け取るための手続き方法は？

日本年金機構から新たに支給対象となる方へ年金生活者支援給付金の請求書（はがき※図）が20（令和2）年10月中に送付されます。

給付金を受け取るには請求書の提出が必要です。お手元に請求書が届いた方は忘れずに提出してください。

提出が21（令和3）年2月2日（火）以降となった場合は、提出した月の翌月分からの支給となり、さかのぼっての支給はできません。速やかに手続きをするようお願いします。

※現在、給付金を受け取られている方の手続きは不要です。

●請求書の記入方法は？

提出日、氏名、電話番号、差出人欄を記入し、郵送で提出する場合は同封の目隠しシールと、63円切手を貼り、提出してください。添付書類は不要です。

●支給開始時期は？

20（令和2）年8月分から、請求された方に対して支給が開始される予定です。20（令和2）年8月以降に支給対象となる方は、該当した日の属する月の翌月分からの支給となります。

給付金は、2カ月分を支給対象月の翌々月の中旬に、年金と同日、同一口座へ、年金とは別に支給されます。

●対象者は？

受給している年金の種類によって、条件が異なります。以下の表をご確認ください。

年金種類	支給要件 (各年金種類のすべての要件を満たしていること)	給付額
老齢年金	①65歳以上で老齢基礎年金を受給している ②請求する方の世帯全員の市民税が非課税となっている ③前年の年金収入とその他の所得の合計が87万9,900円以下である	月額5,030円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出されます
障害年金	①障害基礎年金を受給している ②前年の所得額が「462万1,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である	○障害等級2級 月額5,030円 ○障害等級1級 月額6,288円
遺族年金	①遺族基礎年金を受給している ②前年の所得額が「462万1,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である ※遺族基礎年金を受給しているのは18歳到達年度の年度末までの子（一定の障害状態にある場合は20歳未満）か、そのような子のある妻または夫です	月額5,030円 ※ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,030円を子の数で割った額がそれぞれ支給されます

年金事務所で年金相談をされる場合はご予約をお願いします。
 年金事務所の窓口混雑が予想されます。年金相談をされる場合は、電話予約をするとスムーズに相談ができます。
 予約専用ダイヤル☎0570-05-4890
 ※予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。
 予約の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をお手元にご用意の上、ご連絡ください。

※図 年金生活者支援給付金請求書

表面

対象者の基礎年金番号
9999-999999

令和●年●月●日
までに届くよう投函してください

168-8505
東京都杉並区高井戸西
XX-XX-X

年金 太郎 様

XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXX

※上記より遅れてご提出の場合は、お支払いが令和●年●月以降となります。

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求します。 提出日 令和●年●月●日

〒XXXX XXXX 電話番号

氏名

基礎年金番号 9999-999999 生年月日 XX99年99月99日 種別コード 1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

○日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

裏面

郵便はがき XXXX-XXXXXX

【東京都杉並区高井戸西3-5-24】
日本年金機構 行
カスタマバrcode

住所 氏名
差出人

※手帳でお取りかきください

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。
 年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

●請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金見込額（月額）	X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。
 ※見込額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

(注) 上記請求書の内容は変更となる場合があります。